名古屋税関RCEP協定主要輸出入品目説明会



RCEP協定利活用のための理解と手続き <輸出編>

2022年1月

於:名古屋港湾会館(名古屋市港区港町1-11)

日本貿易振興機構(ジェトロ) お客様サポート部貿易投資相談課 課長代理 石川雅啓

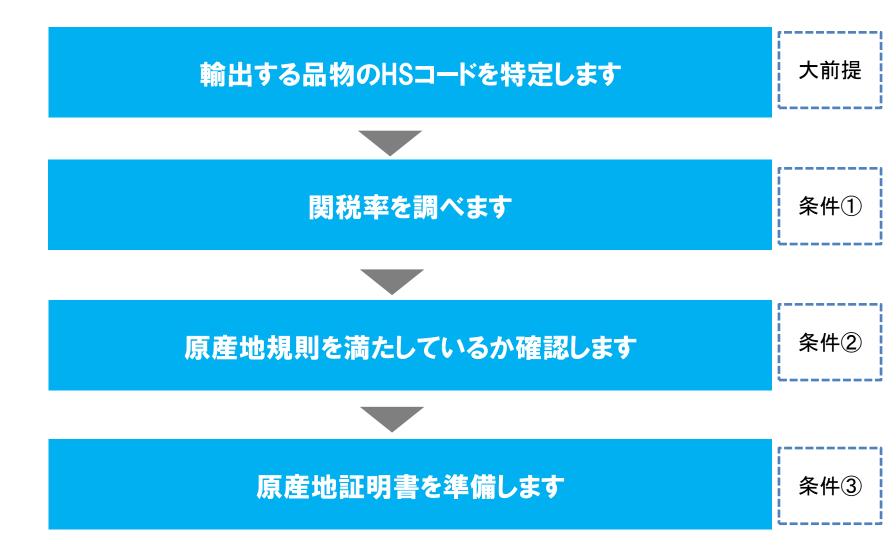


1.EPA特恵税率が適用されるための要件 (①、②、③の全てが必要)

- ① 対象輸入産品にEPA特恵税率が設定されているか? 日本から締約国に輸出・・・締約国側EPA特恵関税率表 締約国から日本に輸入・・・日本側EPA特恵関税率表 将来の関税引き下げスケジュールは各々の譲許表による
- ② 輸入貨物にEPA特恵税率の<u>適用資格(原産資格)</u>があるか?
 - ②-1 <u>原産地規則</u>を満足していること および <u>積送基準</u>を満足していること、
 - ②-2 そして、それらを<u>証明</u>すること 原産地規則を満足している証明は<u>原産地証明書</u>、 積送基準を満足している証明は<u>運送要件証明書</u>(通し船荷証券の写し等)
- ③ 特定原産地証明書および運送要件証明書(通し船荷証券の写し等) を<u>輸入国税関に対して提出</u>すること



2. EPA利用の流れ





3. RCEP協定における各国の関税率譲許の方法

	2.個別讓許(税率差あり)
1.共通譲許 (全署名国に同じ税率 を設定)	2a.署名国によって異なる譲許表を設置	2b.単一の譲許表を設 定し、備考欄等で個別 の譲許内容の違いつい て明記
ブルネイ カンボジア ラオス マレーシア ミャンマー シンガポール オーストラリア ニュージーランド	インドネシア ベトナム 中国 韓国	タイ フィリピン 日本



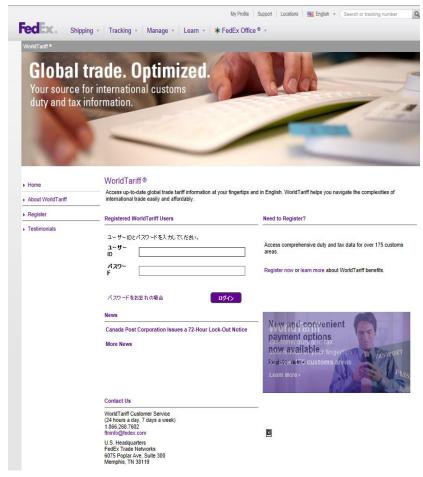
4. World Tariffの活用(1)

世界各国の関税率

https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/

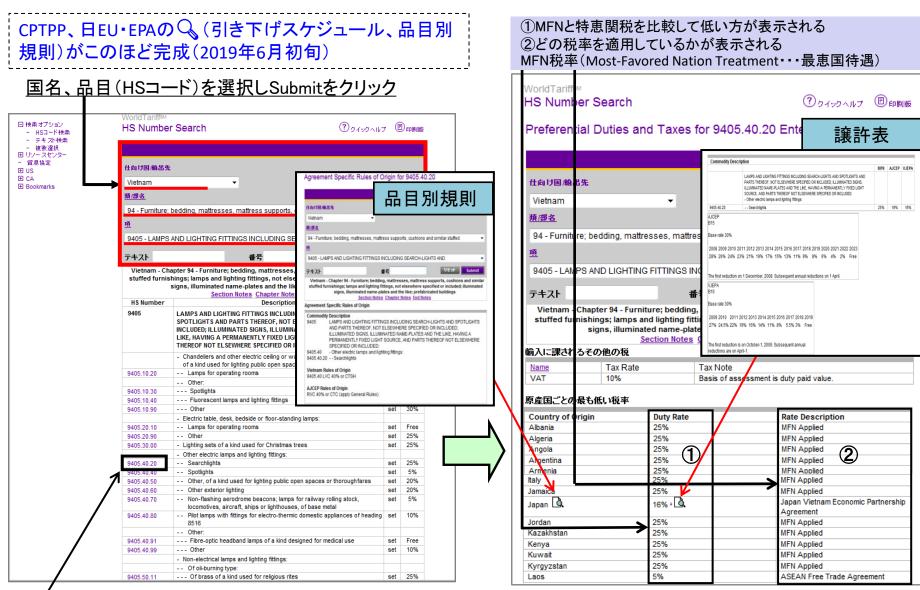


初めての方は WorldTariffのユーザー登録が必要
⇒ ジェトロ・ウェブサイトでユーザーIDとパスワードが(即)取得可



4. World Tariffの活用(2)





出所: WorldTariffウェブサイト

HSコードをクリックすると輸出国ごとに最も低い税率が調べられる

4. World Tariffの活用(3)





5. 原産品とは



- ◆ 日本が締結しているEPAでは、①完全生産品、②原産材料からのみ生産される産品または③非原材料を使用し品目別規則(PSR:Product-Specific Rules of Origin)を満たす産品を、原産品として認定(日インドEPAは①と③のみ)。
- ◆ 締約国間で行われた生産をひとまとまりのものとみなし、原産地基準を満たしているかを確認する (累積)。

完全生産品(WO)

《類型》

- 農水産品、鉱業品の一次産品: 一次産品の収穫、収集、 採掘等を「生産」として捉える。
- くず、廃棄物やそれらから回収された物品:くずや廃棄物の発生・回収等を「生産」として捉える。
- 上記完全生産品のみから生産された物品:完全生産品またはその派生物から生産される産品も完全生産品であるという概念

《完全生産品の例》

- 収穫等された植物
- 生きている動物であって、生まれ、かつ飼育されたもの
- 生きている動物から得られる産品
- 締約国内で狩猟、漁労等により得られる動物
- 養殖によって得られる水産物
- 抽出・採掘された鉱物性生産品
- 締約国の船舶により領海外の海で採捕された水産物
- 締約国の工船上で前項に規定される産品から生産される産品
- 締約国外の海底又はその下から得られる産品(国際法に基づく)
- 製造や加工作業等において生じたくず
- 原材料の回収のみに適するくず
- これら上記のものから得られ、生産されたもの。

原産材料からのみ生産される産品 (PE)

- 生産に使用された材料が原産材料であるもの。
- 非締約国の材料(非原産材料)が含まれていても、当 該材料が原産地基準を満たしていればよい。

品目別規則(PSR)を満たす産品

- 使用された非原産材料に加工等を加え、定められた 変更をもたらしたことにより、原産品となった産品。
- 品目別規則(PSR)は関税番号毎に要件を定めている。
- その要件は以下の3基準に分類される。
 - ①関税分類変更基準
 - ②付加価値基準
 - ③加工工程基準

6. ジェトロ「原産地証明ナビ」の概要



中国・韓国との間では初の経済連携協定となるRCEPの発効を控えているなど、企業のEPA/FTA(以下、EPA)利用の重要性が高まっています。輸出やEPA利用にあたって必要な書類作成に、本ツールをぜひご活用下

さい、 輸出やEPAを利用するにあたって必要な書類を 正確かつ効率的に作成できるようサポートします。

ロ 簡単に、効率的に書類作成できる機能

- 案内に沿って必要情報を入力することで書類を作成
- 自動計算によって簡易的に原産性を判定
- 企業情報や商品情報を蓄積し、入力の手間を削減

ロ 輸出やEPA利用に必要な書類を作成

- EPA利用に必要な根拠書類 (対比表、計算ワークシート等)
- 日EU・EPA、CPTPP、日英EPAの原産地証明書類
- 一般的なインボイス・パッキングリスト

ロ こんな方にオススメです

- 根拠書類やインボイス等の作成を効率化したい
- EPAの原産地証明を実践的に理解したい
- 社内での貿易実務の体制を整えたい
- ※「原産地証明ナビ」は全て無料でご利用頂けます。
- ※ご利用にあたってはあらかじめ末尾の注意事項をご確認下さい。

3. 原産地規則を満たしているか確認します			取引情報を転記		根拠資料ブレビュー		
<u>関税分類変更基準 + 付加価値基準</u> に基づく原産性の確認			▲薄い黄色のセルに取引情	報が転記されます	▲根拠書類の様式を確認で	きます	▲1 .4
書類作成日							
2021年3月10日	今日の日付を入力						
者の情報	,						
判定依頼者	法人番号	售	所	電話番号	メールアドレス	部署・役職	
ABC商事	123456879	赤坂1-12-3	赤坂1-12-32東京都港区 ***-****		hanako@abc.co.jp	国際営業部	
2.生産者の情報				•			_
生產者	法人番号	最終加工地(工場)名称	最終加工地	(工場) 住所			
EFG製作所	123456879	大宮工場	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7-				
定を行う輸出品の情報					,	▼FOB価格で入力して下さい	٠.
HSコード (6桁)	商品名	制定受付番号	(同様の首	8品がある場合)判定受付番号※	複数入力可	完成品価格(円)	
220890	みりん					500	
・適用した原産地規則の確認					▼以下は利定機能で考慮されません		_
任向国	協定	付加価値基準の基準	関値 (%)	関税分類変更基準の基準	原產地規則偏考	一般・品質別規則	
ベトナム	∃ ASEAN · EPA	RVC (控除方式)	40	CTH (上4桁レベルの変更)			
	類変更基準十位 2021年3月10日 40清明 利定病務 ABC同事 40編 至年4日 至年6日3年2日 年6日3年2日 200900 田口 広島東北町の電話 田田 に加速を表明の電話 田田 に加速を表明の電話	類変更基準 + 付加価値基準に基づ 2021年3月10日 今日の日付を入力 1001年3月10日 第次	類変更基準 + 付加価値基準に基づく原産性の確認 2021年3月10日 今日の日付を入力 1001年3月10日 今日の日付を入力 1001年3月10日 本次1・12・3 本次	<u>類変更基準 十付加価値基準</u> に基づく原産性の確認 2021年3月10日 今日の日付を入力 1048 1048 1058 10	類変更基準 + 付加価値基準に基づく原産性の確認	<u>研変更基準 十付加価値基準に基づく原産性の権認</u> 2021年3月10日 今日の日村を入力 1018程 軽圧機能機 海人番号 但所 電流報号 メールアドレス ABC電車 123456879 赤板1-12-32東京都港区 ************************************	<u>研変更基準 + 付加価値基準</u> に基づく原産性の確認 ▲海い資色のセルに取引機能が転記されます ▲根拠会類の様式を確認できます 2021年3月10日 今日の日付を入力 ***********************************

関税	分類変更基準対	比表 プレビュ ー	※青枠の下辺をドラッグし	て、印刷範囲を調整して下さい	.		•	戻る	PDFで出力
利定依旧	質者の情報					【書類作成	R)		2021年3月1
	判定依頼者	法人善号							
	ABCR #	123455879				[担当者]	社名	ABOM	
主在书	の情報		_				任別	赤坂1-12-9	拉東京都港区
	生產者	法人善号	景彩加工地 (工場) 名称		h (工場) 住所		電話番号	,,	***
	EFG製作別	123455879	大宮工場	埼玉県さいたま市大	宮区板木町1丁貝7-8		Email	hanako@a	bc.co.jp
原産地	判定を行う輸出品の情報			•			が著・役職	国際営業計	
	H\$D - F	商品名	机定受付备号	(同様の食品がある場合) 対定受付委号	完成品価格 (円)		氏名	贸易花子	
	848041	金属成形用の金型				[備考]			
協定名	・適用した原産地規則の確認		•						
	適用する協定	判定基準	一般・品目別規則	任内国	1				
	CPTPP (TPP11)	CTH(上4桁レベルの変更)		ベトナム	7				
材料/	8品の原産性の確認				_				
No.	Œ.	材料/郵品名	®HS⊐-F	③生産国		④原座情報			⑤黄考・後少材料適用(デミニマス)
1	スプループッシュ要変素調明を		7215						
2	固定例型板用炭素網鋼材		8208						
3	コアー用炭素網鍋材		7208						
4	固定側取り付け板用炭素網網	N .	7208						
5	スペンサブロック炭素調明材		7209						
6	ローケートリング用炭素網網	8		原産 (ベトナム)	CPTPP原產地証明書				
7	ガイドビンブッシュ炭素工具部	1		原元(ベトナム)	CPTPP原産地証明書				
8	ガイドビン			原産 (ベトナム)	CPTPP原產地証明書				

	Certificat	ion of	Origin (CPTPP))			
				Date	March 30, 202		
Certificater			2. Exporter				
Hanako Boeki	Overseas Business Div.		Hanako Boeki	Overseas	Business Div.		
ABC Trading. Co., Ltd	d.		ABC Trading. Co.,	Ltd.			
1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo			1-12-32 Akasaka Minato	1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo			
TEL +81-***-***			TEL +81-*	**_***			
Email hanako@abc.co.j	ip	JAPAN	Email hanak	JAPAN			
Producer			4. Importer				
EFG Manufacturing. Co., L	td.		Ms.***	Trade Div			
EFG Manufacturing.	Co., Ltd.		XYZ Co., Ltd. Hanoi branch				
1-7-5 Sakuragucho Omiya	ward, Saitama city, Saitama		Corner Stone Building, P	han Chu Trinh, Hoài	n Kiếm, Hà Nội,		
TEL +81-***-****			TEL +**-**	**_****			
Email		JAPAN	Email nguye	n@xyz.com	Vietnam		

JETRO 日本貿易振興機構(ジェトロ

7.「原産地証明ナビ」の利用方法

「原産地証明ナビ」では、商品情報・企業情報をあらかじめリストに登録することで、都度の書類作成での入力の手間を省けるようになっています。以下の手順に従って、必要事項の入力を進め、書類を作成して下さい。

ステップ<u>1</u> 企業リスト・ 商品リストの登録 ス<u>テップ2</u> 取引情報シート を入力 人ノツノン

根拠書類・原産地申告書・インボイス等の必要情報を入

ステップ4 書類を確認して出 カ

①輸出者や生産者の日本側企業、②輸出先となる外国企業の情報、③輸出商品の情報をそれぞれのリストに登録します。

リストに登録することで、企業 情報や商品情報を都度入 力する手間を省けます。 「取引情報シート」では、個々の取引に応じて、取引企業や製品を選択します。 ステップ1のリストに登録した企業情報や製品情報がドロップダウンの選択肢になっているため、その中から選択します。 各原産地規則に基づく根拠 書類や原産地申告書等、 必要な書類に応じてシートを 選択し、情報を入力します。 「取引情報シート」で選択し た企業情報・商品情報は 「取引情報を転記」をクリック することで、転記することがで きます。

ステップ3のシートで、**「プレ ビュー」**をクリックすると書類の 様式で確認することができま す。

プレビューで確認の上で、 「PDFで出力」をクリックする と、書類がPDF形式で出力 されます。

入力することで効率化(省略可)

書類作成のために入力必須

※単発の取引など、リストに登録した情報を引用する必要がない場合は、ステップ1・2を入力せずに、ステップ3・4のみ入力すれば、書類の作成は可能です。ステップ1・2で登録した情報は、ステップ3で修正可能です。



8. 「原産地証明ナビ」機能の紹介①

「原産地証明ナビ」では、EPA利用や輸出にあたって、より正確かつ効率的に書類が作成できるよう機能を盛り込んでいます。必要に応じた機能をご利用頂き、日々の業務にお役立て下さい。

□ 自動計算によって簡易的に原産性を判定



入力した原産地規則や内容品 (部材)の情報を基に、原産地 規則を満たしているか(EPAを利 用できる資格があると判断できる か)を簡易的に確認できます。 記載内容に不備があれば、その部 分がエラーとして表示されます。

ロ 商品情報・企業情報を自動転記



「取引情報を転記」をクリックすることで、取引情報シートで選択した 企業情報・商品情報が転記されます。

8. 「原産地証明ナビ」機能の紹介②



□ EPA利用にあたっての解説を掲載

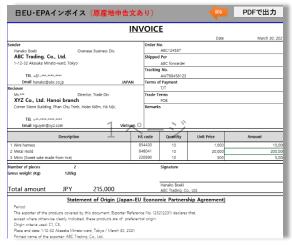


「解説編」として、EPA利用にあたっての簡単な手順を解説しています。

詳細は、ジェトロのウェブサイトにある各 EPAの解説書等の資料にてご確認ください。

ロ 様々な書類を作成可能







原産地規則に基づく根拠書類

日EU-EPA原産地申告書類(インボイス)

パッキングリスト

9. 日本が締結したEPAにおける原産地証明制度



第三者証明制度

経済産業大臣が指定した指定発給機関が原産地証明書を 発給する制度

認定輸出者自己証明制度

経済産業大臣による認定を受けた輸出者自らが原産地証 明書を作成する制度

自己申告制度(自己証明制度)



TPP11·日EU等

生産者もしくは輸出者、輸入者が、自ら原産性を満たしていることを申告する制度。(国による認定は不要)

◆日EUEPAの関税上の特恵待遇を要求するための方法 税関への輸入申告時に、輸入者が以下書類を提出する 形で行う。

申請方法は以下の2パターン:

- (1)「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に 基づく申請(第3.16条第2項(a))、もしくは
- (2)「輸入者の知識」に基づく申請(第3.16条第2項(b))

【日本のEPA/FTAにおける証明制度】

E H -				
EPA/FTA/貿易協定	発効時期 (未発効の場合、 署名時期)	第三者証明 制度	認定輸出者 自己証明制度	自己申告制度 (自己証明制度)
日シンガポール	2002年11月	0	-	-
日メキシコ	2005年4月	0	0	-
日マレーシア	2006年7月	0	-	-
日チリ	2007年9月	0	-	-
日タイ	2007年11月	0	-	-
日インドネシア	2008年7月	0	-	-
日ブルネイ	2008年7月	0	-	-
日ASEAN	2008年12月	0	-	-
日フィリピン	2008年12月	0	-	-
日スイス	2009年9月	0	0	-
日ベトナム	2009年10月	0	-	-
日インド	2011年8月	0	-	-
日ペルー	2012年3月	0	0	-
日オーストラリア	2015年1月	0	-	0
日モンゴル	2016年6月	0	-	-
CPTPP(TPP11)	2018年12月	-	-	0
日EU	2019年2月	-	-	0
日米	2020年1月	-	-	〇(輸入者のみ)
日英EPA	2021年1月	-	-	0
RCEP	2022年1月	0	0	発効後10-20年以内

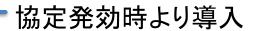
10. RCEPの原産地証明



第三者証明制度

認定輸出者自己証明制度

自己申告制度



輸出者・生産者の自 己申告制度は、日、豪、 ニュージーランドは、 2022年1月の発効時よ り導入

- ◆ 協定発効後10年以内に導入 オーストラリア、ブルネイ、中国、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
- ◆ 協定発効後20年以内に導入 カンボジア、ラオス、ミャンマー
- ◆ 延長(最大10年間)可能→「物品に関する委員会」に通報
- ◆ 輸出者、生産者が作成可能。輸入者の作成については、全署 名国について効力が生ずる日に検討を開始。5年以内に結論 を出す。ただし、日本については、発効時から導入。

日本からの輸出

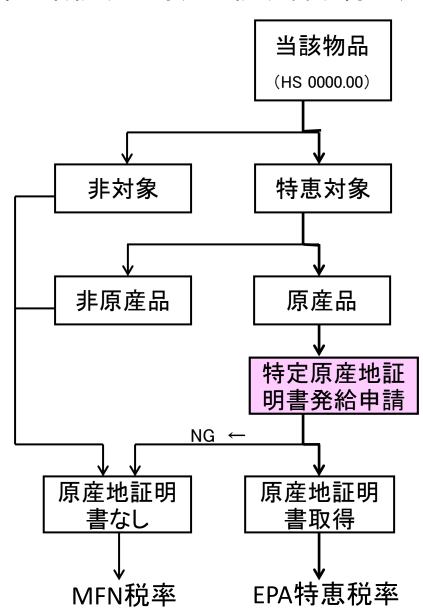
- ▶ 輸入者自己申告を除くいずれの証明制度も輸出時に利用可能。
- ▶ ただし、輸出者または生産 者による自己申告の作成 は、輸入締約国において 当該制度を採用している 場合になる見込み。

日本への輸入

- > いずれの証明制度も輸入 時に利用可能。
- ▶ ただし、輸出者または生産 者による自己申告に基づ く特恵の要求は、輸出締 約国において当該制度を 採用している場合に限る。

11. 第三者証明の原産地証明書取得の流れ(1)





HSコードが分からない場合、 輸入者を通じて輸入国税関に照会する または、過去に同じ産品を同じ国に輸出した 実績があれば、その輸入許可書上のHSコードを 確認する

世界の関税率

https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/

関税率表および協定附属書1(譲許表)から 調べる

協定附属書2(原産地規則)から調べる

日本商工会議所(および各地商工会議所)に原産地証明書の発給を申請をする(次頁参照)

	関税率表および譲許表 (原産地規則は締約国共通)	発給申請
輸出	輸入国側を調べる	日本で
輸入	日本側を調べる	輸出国で

11. 第三者証明の原産地証明書取得の流れ(2)

輸出者が生産者でない場合、輸出者の依 JETRO 受けた生産者が原産品判定依頼を行うによ当該 生産者の企業登録も必要



輸出者および<u>原産品判定依頼を行う生産者</u>の企業登録。 企業登録番号、ログインID/パスワードが通知される。 登録内容に変更がない限り、2年間有効

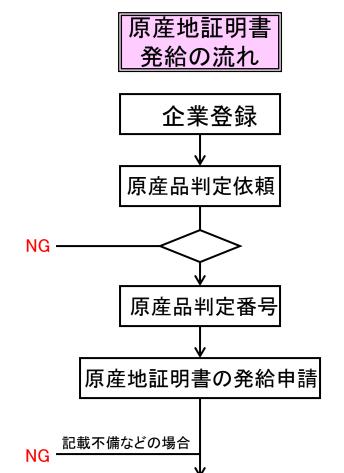
当該産品が附属書2(品目別規則)の原産地規則を満足する原産品確認書およびその証拠書類を準備。 オンラインで「原産地証明書発給システム」にアクセスし、必要情報を入力必要に応じて、申請に係る 物品の原産品確認、関係者への照会/調査あり

原産品と判定されると原産品判定番号が付与される

輸出者は輸出の都度、原産地証明書を取得する

毎月のように継続して輸出する場合、 まず、当該物品の原産地判定を受けて、「原産品判定番号」 を取得しておく。 以降、輸出の都度、原産地証明書のみ、申請/受給する

> 詳しくは日本商工会議所のウエブサイト http://www.jcci.or.jp/gensanchi/1.html



輸入国の輸入者に送付 輸入者は税関に提出、特恵税率で通関

原産地証明書の発給



12. 特定原產地証明書発給申請

申請先は日本商工会議所

https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/



第一種特定原産地証明書 発給申請マニュアル

- 事前準備編 -

各経済連携協定共通

(日シンガポール協定除く)

经济道携協定一覧					
製造板 (開発的	保持年月日				
日メキシコ協定	2005年4月1日				
日マレーシア協定	2006年7月13日				
日チリ協定	2007年9月3日				
日タイ協定	2007年11月1日				
日インドネシア協定	2008年7月1日				
日ブルネイ協定	2008年7月31日				
日アセアン協定	2008年12月1日				
日フィリビン協定	2008年12月11日				
日スイス協定	2009年9月1日				
日ベトナム協定	2009年10月1日				
日インド協定	2011年8月1日				
日ベルー協定	2012年3月1日				
日オーストラリア協定	2015年1月15日				
日モンゴル協定	2016年6月7日				
RCEPIAR	2022年1月1日				

2021年12月

日本商工会議所

经济産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室監修



13. RCEP協定の 原産地証明書の様式

日本商工会議所ウェブサイト 「特定原産地証明書発給申請マニュアル」 事前準備編85頁 http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf

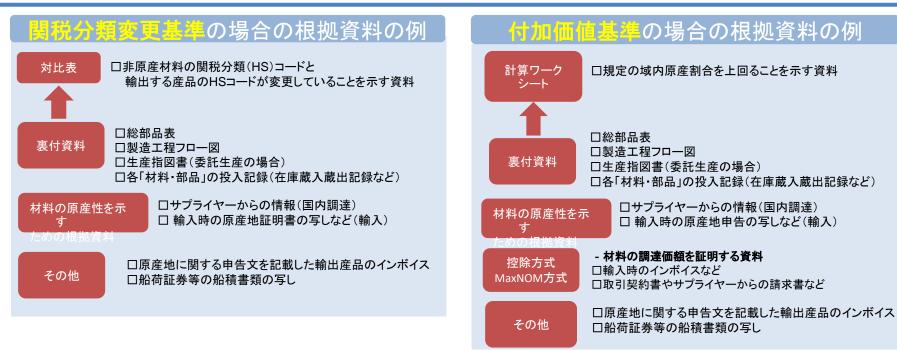
⑤ RCEP 協定における第一種特定原産地証明書のフォーマット

1. Goods	Consigned	from (Exporter's name, addre	ss and country)	Certificate No).		Form RCEP	
			REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT					
Goods Consigned to (Importer's/ Consignee's name, address, country)			CERTIFICATE OF ORIGIN					
country					Issued in			
						(Country)		
3. Produ	cer's name,	address and country (if known	1)					
				5. For Official	Use			
		t and route (if known)		REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in				
Departur Vessel's		aft flight number, etc.:		200		HOLOHEII (FREZSE S	ale leasons;	
				Signature o	REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in			
6 Item	7. Marks	8. Number and kind of	9. HS Code	40 Outsie			42 Involve	
number	and numbers	packages; and description of goods.	of the goods (6 digit-level)		Country of	(Gross weight or	number(s) and	
	on packages		,,			and value (FOB)		
14. Rema	arks							
		e exporter or producer						
The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct and that the goods covered in this Certificate comply with the requirements specified for these goods in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported to:			information h with the o	erein is correc rigin require	t and that the goods ments specified	described comply in the Regional		
mese goods are exposed to.								
(importing country)								
Place and date, and signature of authorised signatory								
-	and date	, and agriature or authorised	agrainty.	Place and	date, signatur	e and seal or stamp o	of Issuing Body	
47		0-15-1-10-1-	Third and i					
17. Back-to-back Certificate of Origin Third-party invoice				oicing	☐ ISSUED R	ETROACTIVELY		

14. 原産地証明の根拠



- ◆ 輸出者(生産者を含む)による申告、または輸入者の知識に基づく場合のいずれも、非原産材料を使用して、品目別原産地規則を満たすことで原産品とする場合の根拠資料は原則として共通。
- ◆ 生産者ではない輸出者が原産地申告文を作成する場合、輸出者はあらゆる根拠資料を生産者から取り 寄せて保持する必要はなく、生産者から輸出者に宛てた宣誓書があるなど、生産者が有する情報に 対する合理的な信頼があれば良い。
- ◆ 輸入者の知識に基づく場合は、輸出者または生産者から裏づけとなる書類を取り寄せる必要がある。



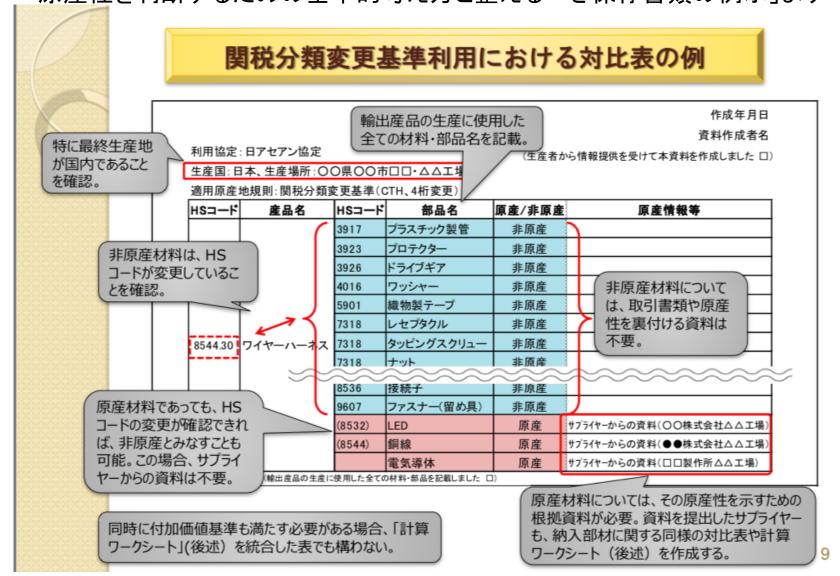
経済産業省 「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」

(具体的な資料の作成例およびフォーマットにアクセス可能)

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html

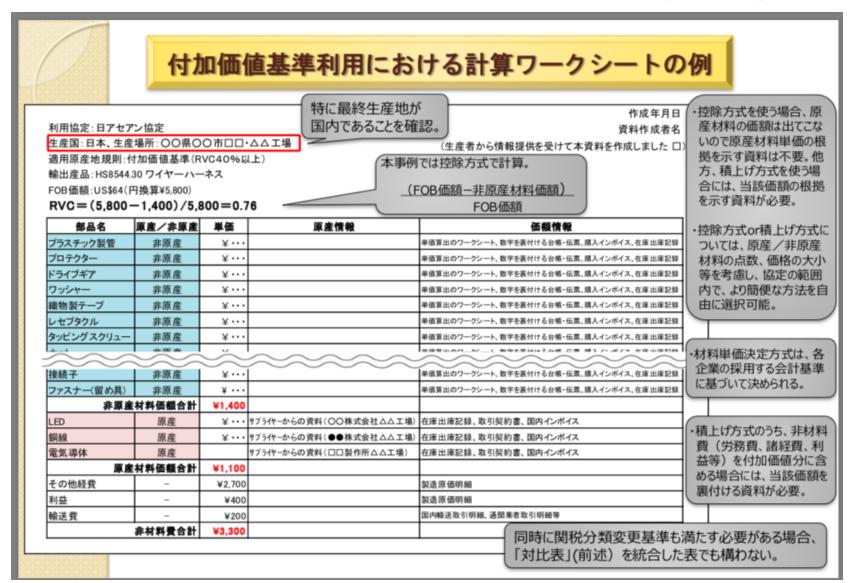
15. 経済産業省:【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】 「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より







16. 経済産業省:【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】 「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より





複数のインボイスに対して一つの 特定原産地証明書発給が可能か。

JETRO本貿易振興機構(ジェトロ)

(内容)

日本から中国へエンジンを輸出しており、この度RCEPの優遇を受けたいと中国側から申し出があり準備しているところ。エンジンは1ロット1インボイスを発行しているが、特定原産地証明書はこのインボイス毎に発行が必要か。あるいは一度の出荷で5インボイスある場合でも1通の特定原産地証明書で対応可能か。

(回答例)

1回の船積みで、輸出者、輸入者、産品内容、HSコード、原産地規則がそれぞれ同一の場合には、複数のインボイスに基づいて1件の特定原産地証明書の発給申請は可能。ただし、原産品名、インボイス番号、インボイス日付等の情報が特定原産地証明書にインボイスと同一のものに印字されるように(それぞれの紐付きも含めて)産品情報入力画面の入力を行う必要が有る。



事例2

中国向けの中古設備輸出

(内容)

日本から中国向け輸出で、中古設備を輸出したいが、中古品でもRCEPを活用できるか。

(回答例)

RCEPに限らず、通常EPAでは、新品か中古品かを区別しない。中古品であっても原産性の証明ができればEPAを利用できることになる。しかし、現実問題として、中古品の原産性の証明は非常に困難。中古品の場合には、製造後、消費を経て輸出に至る流通過程において、補修・改造等が施されている可能性があるため、製造当時の原産性が変わってしまう場合も考えられる。このため、製造当初の原産性を遡って立証し、かつその原産性が保持されているか否か等について確認するため、メーカー等から過去の履歴等に係るデータ・書類等を提出してもらうことが必要になる場合がある。またEPA活用以前に中国もそうであるが中古品の輸入が規制される場合があるため注意。



事例3

韓国での原産地証明書の要求

(内容)

韓国にいる一般のお客様へ日本製の洋服を送ったところ、現地税関で原産地証明書を要求され、止まっている。これまでに何度も韓国向けに輸出しているが、このようなことは初めて。この証明書は自分で作成して良いか、又は製造元が定めているようなものがあるのか。

(回答例)

日本の第三者機関が発給する原産地証明書にはEPAの特定原産地証明書のほか、全国の商工会議所が発行する非特恵原産地証明書がある。韓国はRCEPに署名はしているものの、発効は2022年2月1日で現時点でまだ発効していない(日本商工会議所での扱いは韓国向けについては、原産品判定依頼含め2月1日から受付可能)。そこでまず、原産地証明書が要求されているのであればどの種類の原産地証明書のことかを輸入者を通じて韓国税関に問い合わせて頂きたい。しかし、非特恵原産地証明書の場合でも、この原産地証明書の提出は任意であるためそれがないことで税関で止められることは考えにくい。一方で韓国はほぼすべての輸入品に原産地の表示が必要であり、その表示がなかったことで止められたということは考えられないか。



ご清聴ありがとうございました。

ーお問い合わせー

日本貿易振興機構(ジェトロ) 貿易投資相談課

電話:03-3582-4943(EPA相談窓口)

https://www.jetro.go.jp/services/advice.html